

○飯塚市生活保護被保護者健康診査実施要綱

平成29年1月6日  
飯塚市告示第7号

(目的)

第1条 この告示は、健康増進法(平成14年法律第103号)の基本理念に基づき、生活保護被保護者に健康診査を実施することにより、自らの健康状態を自覚し、生活習慣病の予防を図り、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 健康診査の対象者(以下「対象者」という。)は、飯塚市福祉事務所の被保護者であって、40歳以上の者とする。ただし、健康保険、各種共済組合等の被用者保険の被保険者を除く。

(実施方法)

第3条 健康診査は、市長があらかじめ定める一定期間内に、健診機関又は病院等(以下「健診機関等」という。)において、個別健診により実施する。

2 市長は、健康診査を実施するに当たり、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)に定める項目を実施できる健診機関に委託するものとする。

(受診回数)

第4条 健康診査の受診回数は、同一年度内において、同一人につき1回とする。

(健診項目)

第5条 健康診査の項目は、別表に定めるとおりとする。

(受診方法)

第6条 健康診査を受診する者(以下「受診者」という。)は、医療カードを健診機関等に提示しなければならない。

(受診費用)

第7条 健康診査の受診費用は、無料とする。

(健診結果)

第8条 市長は、健康診査を実施した健診機関等を通じて、受診者に対して診査結果を通知し、及び説明するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区分		内容	
特定健康診査	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧測定	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
	LDL-コレステロール		
	肝機能検査	GOT	
		GPT	
		γ-GTP	
	血糖検査	空腹時血糖 (随時血糖)	
	尿検査	糖、蛋白	
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数
血色素量			
ヘマトクリット値			
心電図検査			
眼底検査			
保険者独自の追加健診項目	血糖検査	ヘモグロビンA1c	
	尿検査	潜血	
	血清クレアチニン検査		
	尿酸検査		
	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
心電図検査			